

半田市営住宅家賃滞納者に対する明渡請求訴訟事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市営住宅の家賃（駐車場使用料を含む。以下同じ。）を半田市営住宅条例（平成9年半田市条例第47号）第19条に規定する催告等にもかかわらず滞納している入居者（以下「家賃滞納者」という。）に対して執る法的措置のうち明渡請求訴訟（即決和解を含む。以下同じ。）について、必要な事項を定めるものとする。

(明渡請求訴訟対象者の基準)

第2条 明渡請求訴訟の対象となる家賃滞納者は、家賃滞納月数6月以上又は滞納金額20万円以上の者とする。

(明渡請求訴訟の除外者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の規定にかかわらず、同条に規定する明渡請求訴訟の対象者から除くことができるものとする。

- (1) 主たる生計維持者の死亡等により、家賃の支払が著しく困難である場合
- (2) 入居者又は同居の親族が病気、障がい等で長期間の療養を要し、そのため多額の出費を余儀なくされ、家賃の支払が著しく困難である場合
- (3) 災害により多額の出費を余儀なくされ、家賃の支払が著しく困難である場合
- (4) その他やむを得ない特別な事情があると認められる場合

(市営住宅明渡請求訴訟審査会の設置)

第4条 市が行う明渡請求訴訟について審査検討するため、市営住宅明渡請求訴訟審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は次の者をもって組織する。

会長 副市長

委員 企画部長、総務部長、市民経済部長、福祉部長、建設部長

3 審査会は、第2条に規定する明渡請求訴訟対象者の中から明渡請求訴訟を執るべき者を選定し、市長に意見を具申するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。